財務省関東財務局

No.10（月1回発行）
平成２７年１月

KANTO 金融サービス info

かんとう きんゆうさーびす いんふぉ

◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の１都９県において、財政や金融に関する業務を行っております。
◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしています。

トピックス　FX（外国為替証拠金取引）について

参考：FX＝Foreign eXchange（外国為替）の略

◆ **FX（外国為替証拠金取引）とは、金融商品取引法に規定されるデリバティブ取引。**
◆ **一定の証拠金（保証金）を担保にして、その最大25倍（個人の場合）までの外国為替（外国通貨）の取引を行うことができます。**
◆ **FX取引では、取引額にかかる現金の受渡しは必要とされず、売買の損益の受渡しを行うことにより、決済を行います（これを「差金決済」と言います）。**

FX取引を業として行う場合、
金融商品取引法上の登録（第一種金融商品取引業）が必要です。

➢ FX取引等を行うにあたっては、金融商品取引業の登録の有無を必ず確認してください。
（金融庁や当局のホームページで確認できます）

具体的には？

- **例えば個人の場合、最大で「25倍」のレバレッジで取引することができ、取引金額の一部を証拠金として預けるだけで、取引を行うことができます。**
- **1ドル＝100円の時に、1万ドルの取引を行おうとする場合、本来であれば、100万円（100円/ドル×10,000ドル）が必要ですが、FX取引においては、取引金額の一部（4万円）を証拠金として預けるだけで、100万円相当の取引を行うことができます（25倍のレバレッジを利用した場合）。**

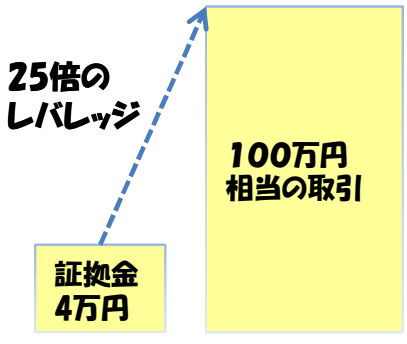

◇通常1万ドルの取引を行うのに必要な資金は
100円/ドル×10,000ドル＝100万円
（1ドル＝100円と仮定）

◇FXで「レバレッジ」を利用した場合の必要額は
■1倍→100万円
■5倍→20万円
■25倍→4万円

わずかな証拠金で大きな取引が出来ることを、「てこ」になぞらえ、「レバレッジ効果」といいます。

FX取引のリスク

- FX取引は、少額の資金で多額の取引を行うことができる反面、様々なリスクが存在することから、時として差し入れた証拠金以上の損失を被る危険を伴っています。
（例：相場変動リスク、金利変動リスク、流動性リスク、システムリスク、信用リスク）

- 取引の内容は、業者との相対取引の形態をとるもの、取引所へ注文を取次ぐ形態をとるものなど、業者によってさまざまであり、契約締結前交付書面やサービス約款などをよく理解して取引することが重要です。

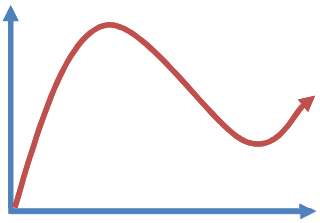

注意喚起

被害急増！
海外無登録業者とのバイナリーオプション取引

「海外バイナリーオプション取引で簡単に儲かる」などのインターネットや雑誌の広告、「一日で何十万円儲かった」などの成功体験を記載したブログ等を信じ、口座開設し取引したところ、『多額の損失を被った』『業者が出金に応じてくれない』『業者と連絡が取れない』などの情報が多数寄せられています。

バイナリーオプション取引とは、満期時（権利行使期限）において、為替相場が上がるか下がるかを予想するもので、例えば、事前に予想した権利行使価格を上回った（または下回った）場合に、金銭を受け取ること（ペイアウト）ができる「オプション取引」です。

海外に所在する業者であっても、日本の居住者を相手方として金融商品取引業を行う場合は、原則として、我が国の金融商品取引業の登録が必要です。
当局では、海外無登録業者に対し、警告書を発出するとともに、注意喚起の観点から、業者名をホームページで公表しております。

海外無登録業者104社に対し、
警告書発出！（平成22年4月～平成26年12月末）

海外無登録業者は実態がないことが多く、業者の信頼性を確認することや、トラブルが発生した際に追及を行うことは、極めて困難。一切関わらないことが大切です。

海外無登録業者にだまされないために！

ハイリスク

その1　「簡単に儲かる」など、インターネットの情報を鵜呑みにしない！
その2　安易に振込やクレジットカードなどによる支払いを行わない！
その3　自分だけは大丈夫と思わない！

トラブル急増

金融商品取引業登録の有無の確認、無登録業者に関する情報提供をお願いします

相談窓口　関東財務局証券監督第１課
☎０４８－６１３－３９５２

編集発行　関東財務局 理財部 金融監督第5課（048-600-1094）